

令和 2 年 11 月 16 日
建設水道常任委員会資料
都市整備部公園緑地課

宇治都市計画生産緑地地区の変更について

議案第66号

宇治都市計画生産緑地地区の変更について

宇治都市計画生産緑地地区を、次のとおり変更するものとする。

令和2年11月16日提出

宇治市長 山本 正

【提案理由】

本都市計画は、市街化区域内における環境機能の優れた農地等について、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的に保全することにより、良好な市街地環境の保全を図るものであるが、生産緑地地区としての維持が困難なものについては廃止し、本案のとおり変更を行うものである。

宇治都市計画生産緑地地区の変更

計 画 書 (案)

宇治市

宇治都市計画生産緑地地区の変更

(宇治市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

地区番号	位 置	面積 (ha)	備考 (ha)
木 - 1	木幡畑山田	約 0.10	約 0.05 増加(実測調査により修正)
菟 - 1	菟道藪里		約 0.11 廃止(従事者故障)
大 - 5	大久保町旦棕		約 0.35 廃止(従事者故障)
大 - 14	大久保町平盛	約 0.05	約 0.05 増加(追加指定)
伊 - 2	伊勢田町遊田		約 0.16 廃止(従事者故障)
伊 - 23	伊勢田町毛語	約 0.08	約 0.08 増加(追加指定)
槇 - 7 の 2	槇島町三十五	約 0.14	約 0.06 廃止(従事者故障)
槇 - 12	槇島町落合		約 0.09 廃止(従事者死亡)
槇 - 46	槇島町清水	約 0.21	約 0.21 増加(追加指定)
槇 - 47	槇島町吹前	約 0.03	約 0.03 増加(追加指定)
計	4 地区追加 4 地区廃止 2 地区変更	約 0.61	約 0.35 減
既確定地区	163 地区	約 47.17	上記変更にかかる地区を除く
合 計	169 地区	約 47.78	

・位置及び区域は別添えの計画図のとおり。

・変更理由は別添えの理由書のとおり。

宇治都市計画生産緑地地区の変更の概要

市 名	既決定内容		変更後の内容		今 回 の 変 更 内 容		
	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数 の増減	面積の 増減 ha	変 更 地 区 数 及 び 面 積
宇治市	169	48.13	169	47.78	0	0.35	新規地区 4 地区 0.37ha
							分割による新規地区 0 地区 0.00ha
							廃止地区 4 地区 0.71ha
							合併による廃止地区 0 地区 0.00ha
							面積変更地区 2 地区 0.01ha
							総 計 10 地区 0.35ha

「区域は計画図表示のとおり」

農政サイドとの調整状況の説明書

本市におきまして、当該都市計画の変更に関わる農政部局との協議方法につきましては、生産緑地法第10条申出書(買取申し出)及び指定申請書(追加)の提出に際しまして、予備協議又は事前相談の時点で農政部局である農林茶業課及び農業委員会事務局に予め相談を行い、問題がなければ各々の申し出者に対し申出書について提出方法を案内し、これらの受理に当たっては、上記農政部局との合議決裁をもって決定しております。

以下、当該都市計画の変更に関わる農政部局との合議状況及び生産緑地法第13条で定める斡旋について、個別に説明いたします。
なお説明箇所は、計画書記載の順です。

地区番号	位置	概要	受理決定	農政部局合議先	合議の決定	法第13条の斡旋照会先	回答
菟-1	菟道藪里	生産緑地法第10条 買取申し出	買取申請	農林茶業課 市農業委員会	ありません	京都やましろ農協中宇治支店 市農業委員会	希望者ありません
大-5	大久保町旦椋	生産緑地法第10条 買取申し出	買取申請	農林茶業課 市農業委員会	ありません	京都やましろ農協中宇治支店 市農業委員会	希望者ありません
大-14	大久保町平盛	生産緑地法第3条	指定申請(追加)	農林茶業課 市農業委員会	ありません		
伊-2	伊勢田町遊田	生産緑地法第10条 買取申し出	買取申請	農林茶業課 市農業委員会	ありません	京都やましろ農協中宇治支店 市農業委員会	希望者ありません
伊-23	伊勢田町毛語	生産緑地法第3条	指定申請(追加)	農林茶業課 市農業委員会	ありません		
槇-7の2	槇島町三十五	生産緑地法第10条 買取申し出	買取申請	農林茶業課 市農業委員会	ありません	京都やましろ農協中宇治支店 市農業委員会	希望者ありません
槇-12	槇島町落合	生産緑地法第10条 買取申し出	買取申請	農林茶業課 市農業委員会	ありません	京都やましろ農協中宇治支店 市農業委員会	希望者ありません
槇-46	槇島町清水	生産緑地法第3条	指定申請(追加)	農林茶業課 市農業委員会	ありません		
槇-47	槇島町吹前	生産緑地法第3条	指定申請(追加)	農林茶業課 市農業委員会	ありません		

(参考図書)

宇治都市計画生産緑地地区の変更

新旧対照表

	名称	地区数	面積	備考
新	生産緑地地区	169 地区	約 47.78ha	廃止地区 4 地区 約 0.71ha 減 追加地区 4 地区 約 0.37ha 増 面積変更 2 地区 約 0.01ha 減 合計 約 0.35ha 減
旧	生産緑地地区	169 地区	約 48.13ha	

宇治都市計画生産緑地地区の変更の理由書

本都市計画は、市街化区域内における環境機能の優れた農地等について、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的に保全することにより、良好な市街地環境の保全を図るものであるが、生産緑地地区としての維持が困難なものについては廃止し、本案のとおり変更を行うものである。

宇治都市計画生産緑地地区の変更

計 画 図 (案)

宇 治 市



今回変更箇所(木-1)

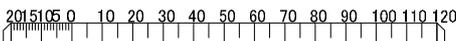
計 画 図

(木-1地区) 1/10
 宇治都市計画生産緑地地区の変更
 (宇治市決定)

凡 例

- 今回変更箇所
(追加指定等)
- 今回廃止箇所
- 既決定地区

縮尺 1 : 2500





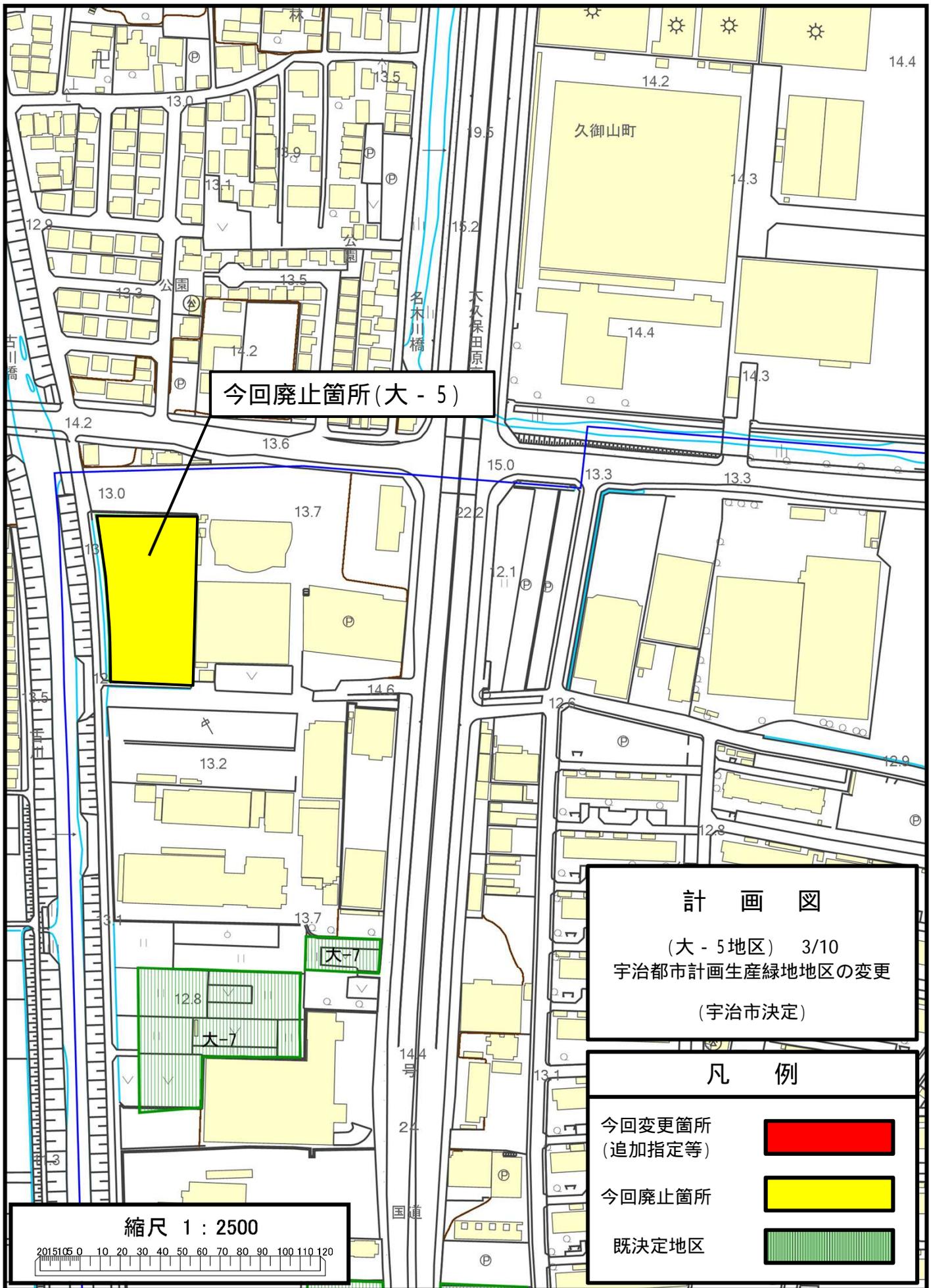
今回廃止箇所(菟-1)

菟-2

計 画 図
 (菟-1地区) 2/10
 宇治都市計画生産緑地地区の変更
 (宇治市決定)

凡 例	
今回変更箇所 (追加指定等)	
今回廃止箇所	
既決定地区	





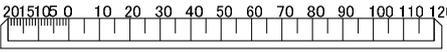
今回廃止箇所(大-5)

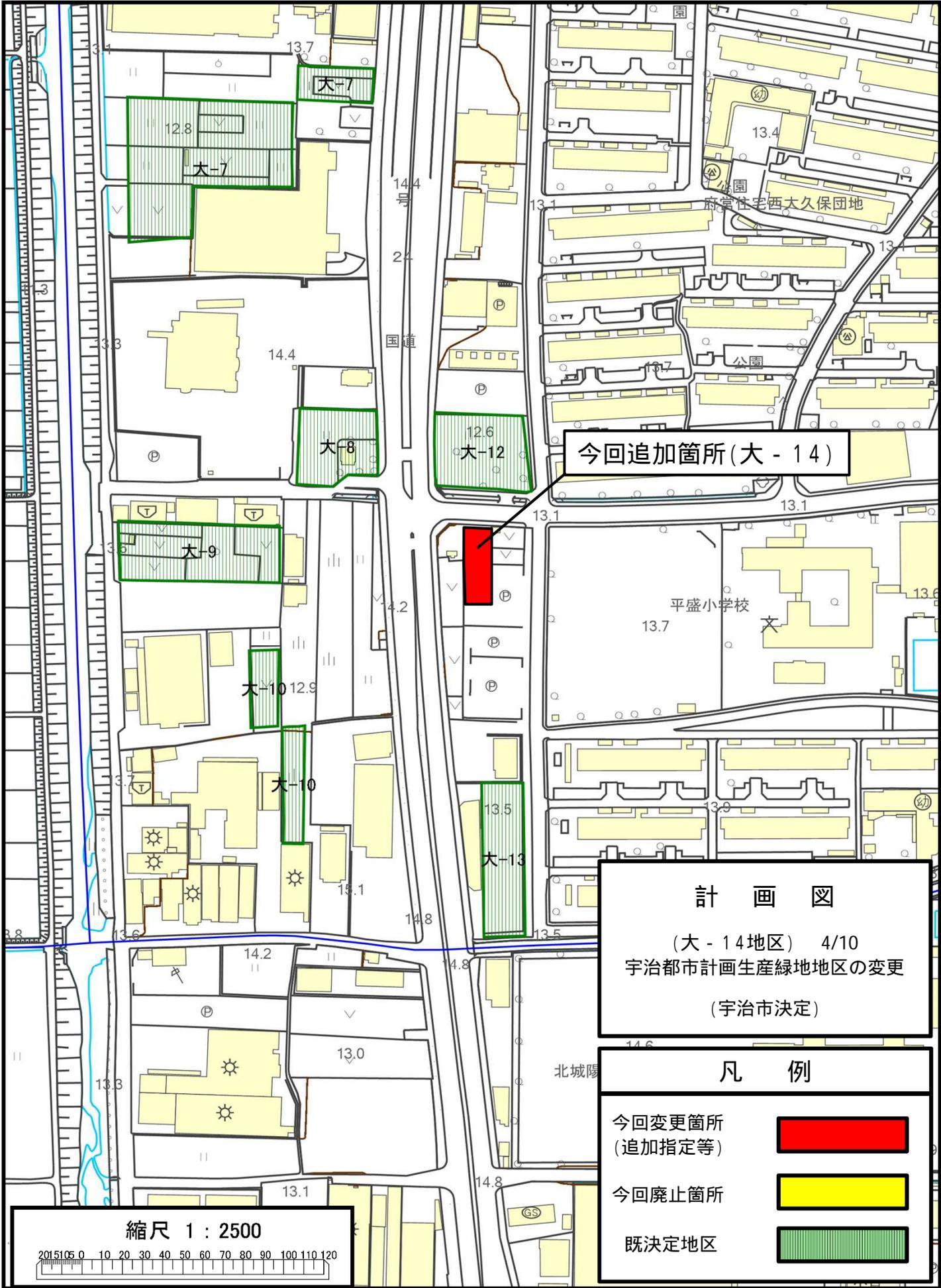
計 画 図
 (大-5地区) 3/10
 宇治都市計画生産緑地地区の変更
 (宇治市決定)

凡 例

今回変更箇所 (追加指定等)	
今回廃止箇所	
既決定地区	

縮尺 1 : 2500





今回追加箇所(大-14)

計 画 図
(大-14地区) 4/10
宇治都市計画生産緑地地区の変更
(宇治市決定)

凡 例	
今回変更箇所 (追加指定等)	
今回廃止箇所	
既決定地区	

縮尺 1 : 2500
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



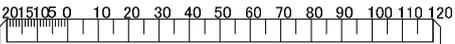
今回廃止箇所(伊 - 2)

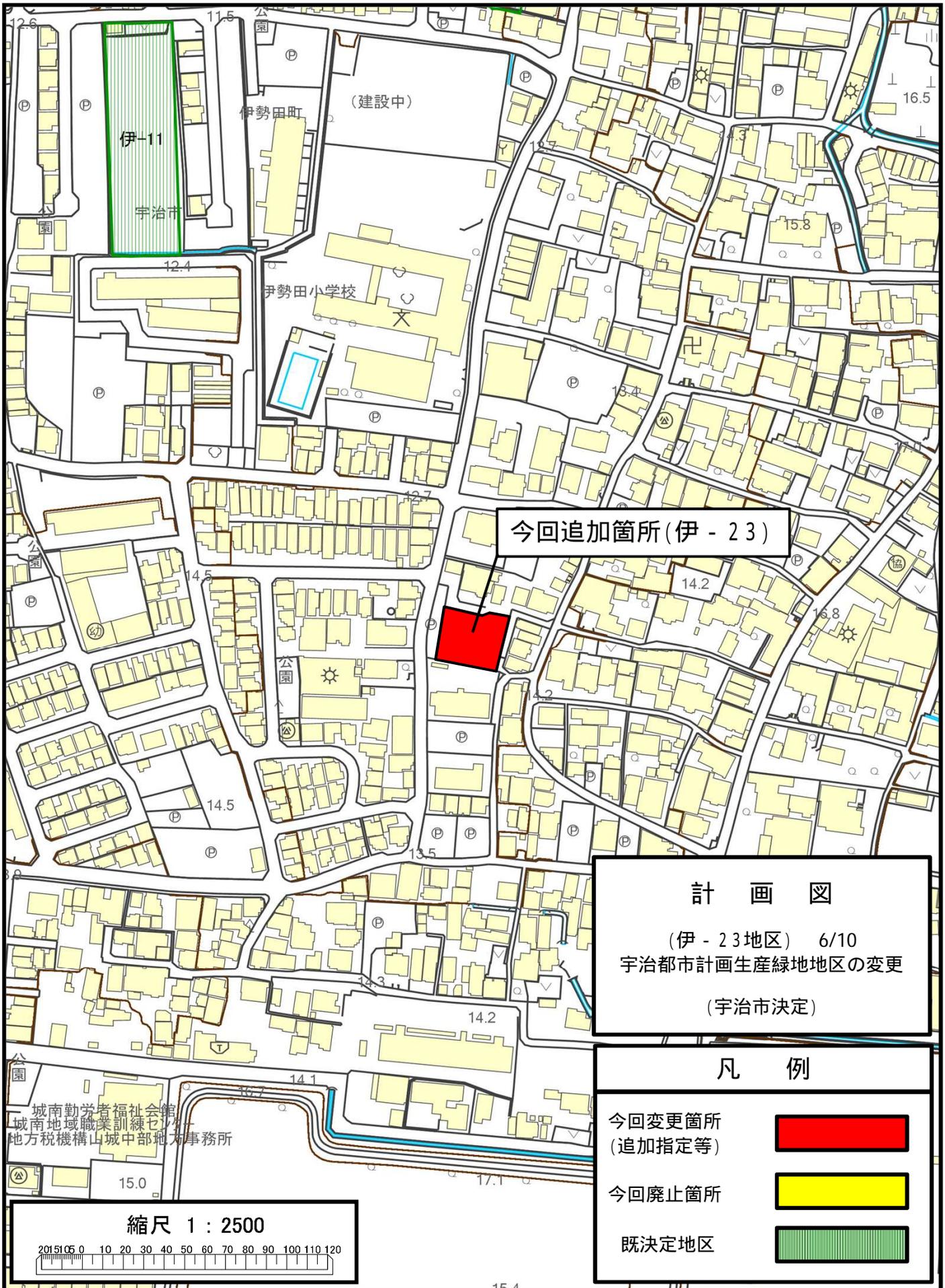
計 画 図
 (伊 - 2地区) 5/10
 宇治都市計画生産緑地地区の変更
 (宇治市決定)

凡 例

今回変更箇所 (追加指定等)	
今回廃止箇所	
既決定地区	

縮尺 1 : 2500





今回追加箇所(伊 - 23)

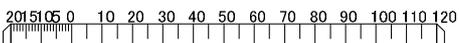
計 画 図

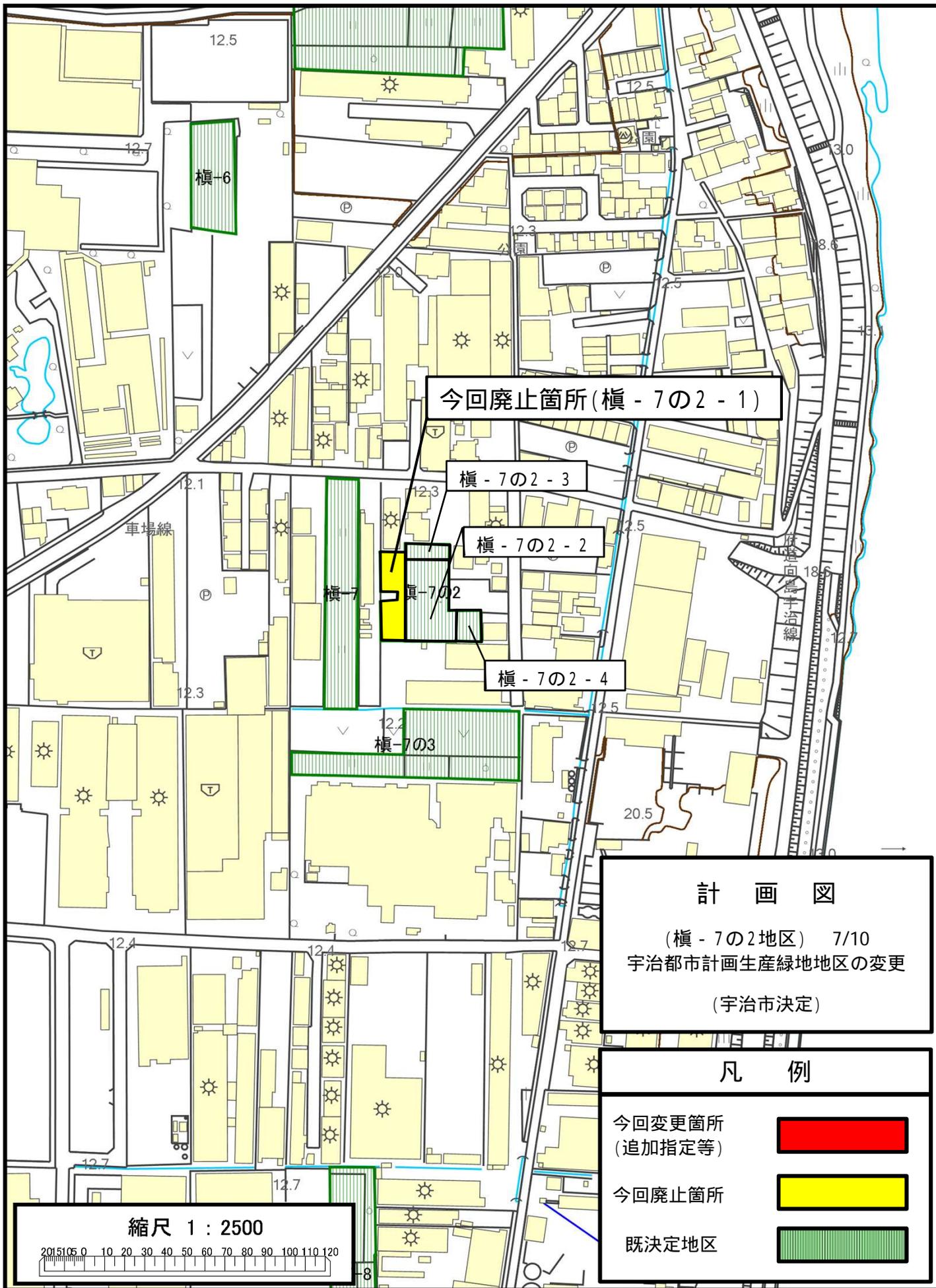
(伊 - 23地区) 6/10
宇治都市計画生産緑地地区の変更
(宇治市決定)

凡 例

- 今回変更箇所
(追加指定等)
- 今回廃止箇所
- 既決定地区

縮尺 1 : 2500





今回廃止箇所(榎-7の2-1)

榎-7の2-3

榎-7の2-2

榎-7の2

榎-7の2-4

榎-7の3

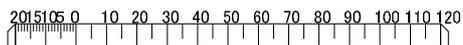
計画図

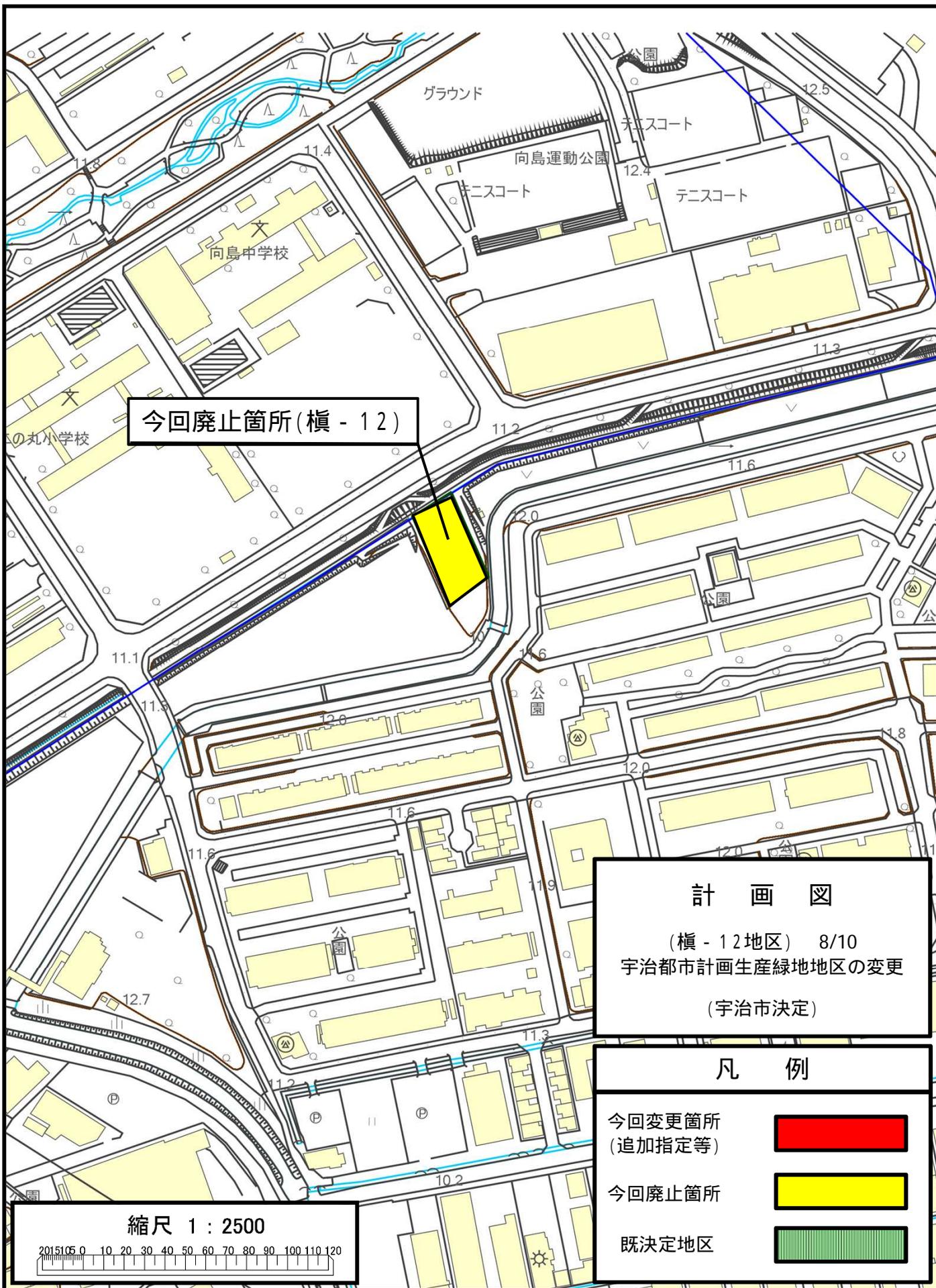
(榎-7の2地区) 7/10
宇治都市計画生産緑地地区の変更
(宇治市決定)

凡例

- 今回変更箇所 (追加指定等)
- 今回廃止箇所
- 既決定地区

縮尺 1 : 2500



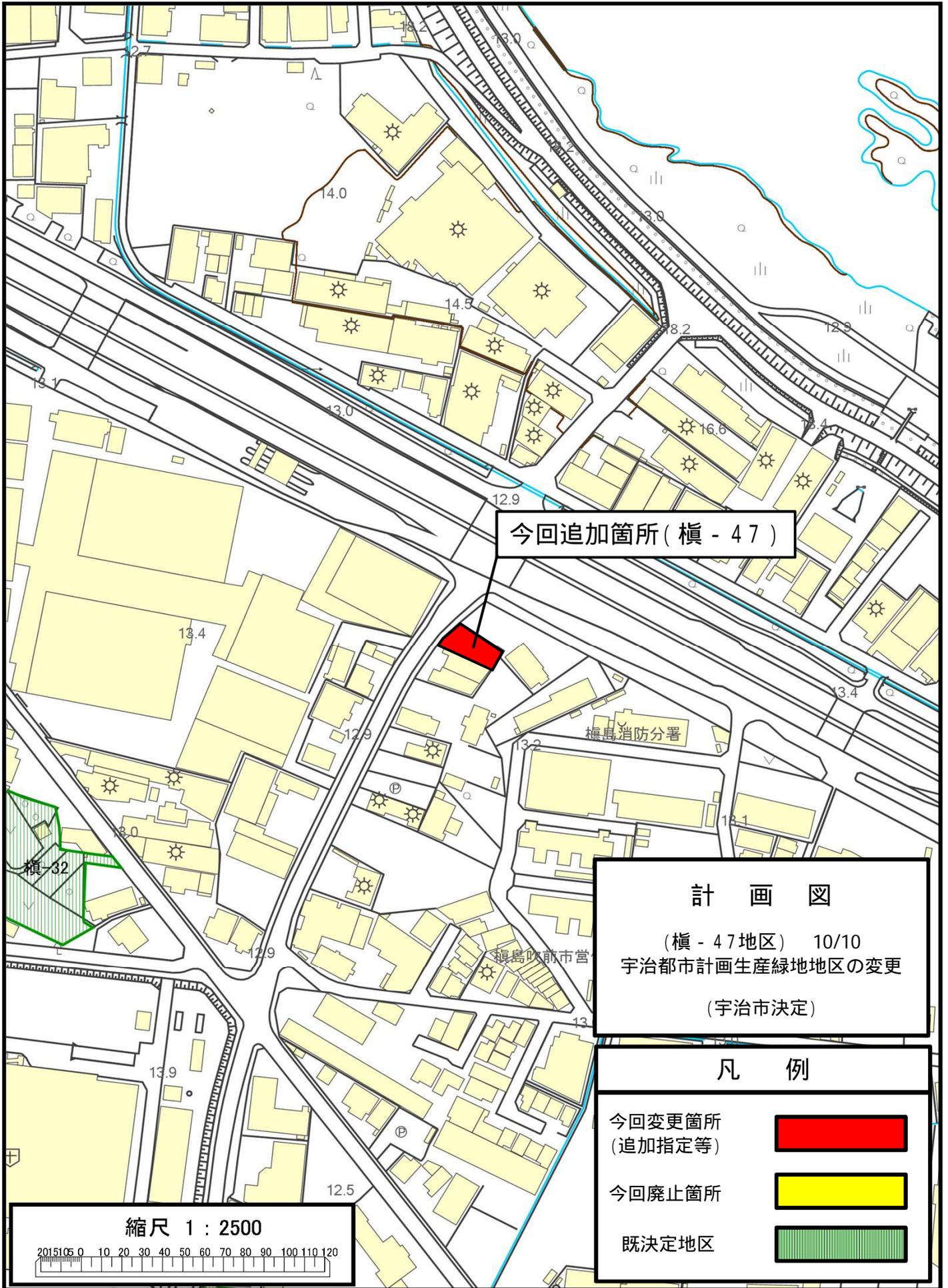


今回廃止箇所(楨 - 12)

計 画 図
(楨 - 12地区) 8/10
宇治都市計画生産緑地地区の変更
(宇治市決定)

凡 例	
今回変更箇所 (追加指定等)	
今回廃止箇所	
既決定地区	

縮尺 1 : 2500
2015105.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



今回追加箇所(楨 - 47)

計 画 図
 (楨 - 47地区) 10/10
 宇治都市計画生産緑地地区の変更
 (宇治市決定)

凡 例	
今回変更箇所 (追加指定等)	
今回廃止箇所	
既決定地区	

縮尺 1 : 2500
 2015105.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120